

新製品の販路拡大をお考えの市内の中小企業等の皆様へ

平成25年度  
福岡市トライアル発注認定事業  
製品募集のご案内

「福岡市トライアル発注認定事業」の製品募集を次のとおり行います。  
本事業は、市内の中小企業等が製造または開発した優れた新製品を福岡市が認定し、積極的に製品のPRを行うとともに、製品を市が試験的に購入することによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

**募集期間：平成25年6月5日（水曜日）～7月31日（水曜日）**

### 1 認定製品のメリット

- 市による認定製品のホームページへの掲載、認定製品カタログの作成や展示会などへの出展支援など広く製品のPRが行われます。
- 認定製品は、入札によらないで随意契約により、市からの受注が可能になります。
- 市からの受注実績は、企業や商品のPRに役立てることができます。

### 2 対象となる製品

次の要件をすべて満たすものとします。（ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬は除きます。）

- (1) 福岡市内で自ら製造し、又は開発した製品であること
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること
- (3) 既存の製品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
- (4) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する製品であること
- (5) 市場性が見込まれる製品であること
- (6) 市の機関において用途が見込まれ、かつ、購入実績が少ない製品であること
- (7) 製品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること

### 3 認定対象者

次の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1) 市内に事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと

## 4 応募方法

「福岡市トライアル発注認定事業認定申請書（第1号様式）」に以下の書類を添付し、1部提出してください。\*申請書様式は、福岡市ホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/>)

- (1) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあつては、住民票記載事項証明書、身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）
- (2) 法人にあつては、法人市民税の納税証明書、個人にあつては、個人市県民税の納税証明書
- (3) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- (4) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (5) その他新製品の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (6) 役員名簿（暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用）（※所定の様式）
- (7) 申立書（個人の場合）（※所定の様式）

## 5 提出方法

直接持参、郵送、または宅配便に限ります（ファクス、電子メールは不可）。

## 6 提出先、お問い合わせ先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2階  
福岡市経済観光文化局産業振興部経営支援課経営支援係  
電話 092-441-1232

## 7 応募後のスケジュール

- **書類審査**（8月～9月初旬）  
提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査します。  
↓
- **専門家等への意見聴取**（9月）  
学識経験者、中小企業診断士、税理士、弁理士、市職員で構成する「福岡市トライアル発注認定事業評価検討会」による専門家の意見を伺います。  
↓
- **認定事業者の決定・認定製品の公表**（10月）  
認定事業者の適否（採択及び不採択）については、速やかに申請者に対して書面をもって通知します。  
また、認定事業者の名称や新製品の名称等を福岡市ホームページ等で公表します。
- **認定期間**  
認定の通知をした日から2年後の年度末まで認定期間となります。

## 8 その他

- (1) 福岡市が認定製品の購入を保証するものではありません。
- (2) 福岡市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- (3) 認定対象製品の認定基準に適合しなくなった場合や虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。